

放射線等測定関係事案に関する確認結果について

件名	原 2号機排気筒フィルタのよう素測定結果の取り扱い (H元年10月)	
	事項	確認資料等
確認内容	<p>【報告書に記載されている事実関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成元年10月、放射性よう素の放射能濃度が指針()に定める測定下限濃度をわずかに超過。 (当時の測定記録を確認) 測定時間を短縮し、再測定して得られた測定下限濃度未満の値を正式な測定値とする。 最初に測定された放射能濃度で放射性よう素が放出された場合の周辺公衆への影響について評価したところ、法令等による限度を大幅に下回っており、安全に影響がないと評価。 <u>公衆線量被ばく評価値の誤り(転記誤り)</u> <u>(誤) $8.3 \times 10^{-5} \text{mSv}$ (正) $8.0 \times 10^{-5} \text{mSv}$</u> <p>発電用軽水型原子炉施設における放射性物質の測定に関する指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 測定記録 非密封放射性同位元素使用および廃棄帳簿 島根原子力発電所第2号機第1回定期検査要領書 放出管理手順書 放射性気体・液体廃棄物管理手順書 核種分析装置現地試験成績書 アンケート調査票 現場 (排気筒モニタ室) (放射化学分析室)
結果	評価値の転記誤り以外は、報告内容どおりと認められる	

件名	原 発電所構内土壌のCo-60(放射性コバルト)測定結果の取り扱い (H7~H12)	
	事項	確認資料等
確認内容	<p>【報告書に記載されている事実関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所構内の不燃物置場(才津谷)の土壌から測定装置検出限界値近傍のCo-60を定量。 (確認できる資料なし) 自主的に定点測定したもので、公表する必要はないと判断。 指針()が示す土壌のCo-60の定量可能レベルを基に、当該場所に年間の労働時間(2,000時間)中滞在した場合の実効線量を評価したところ法令による限度を大幅に下回っており、安全に影響がないと評価。 <p>環境放射線モニタリングに関する指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 測定地点図 島根原子力発電所3号機土木工事の概要 (パンフレット) アンケート調査票 現場 (当時の野積場、倉庫) (環境放射能分析室)
結果	報告内容どおりと認められる	

件名	原 一般排水路におけるCo-60（放射性コバルト）測定結果の取り扱い（H7～H12）	
確認内容	事項	確認資料等
	<p>【報告書に記載されている事実関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内一般排水路中堆積物の放射能測定で、Co-60が測定装置の検出限界値近傍レベルで定量された場合、検出限界未満となるまで再測定を実施。（確認できる資料なし） ・ 現在では測定下限濃度を超えた値が測定された場合は、その値の妥当性を確認後、その値をそのまま記載。 ・ 指針（ ）が示す土壌のCo-60の定量可能レベルを基に、構内に年間の労働時間（2,000時間）中滞在した場合の実効線量を評価したところ法令による限度を大幅に下回っており、安全に影響がないと評価。 <p>環境放射線モニタリングに関する指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般排水路表示図 ・ 島根原子力発電所一般排水路に関する放射能調査結果 ・ 昭和56年度環境放射能測定結果 ・ 環境放射能管理手順書 ・ 環境試料用Ge核種分析装置点検工事工事報告書 ・ 核種分析装置取替表 ・ アンケート調査票 ・ 現場 （一般排水路） （環境放射能分析室）
結果	報告内容どおりと認められる	

件名	原(25) 1号機排気筒モニタからのCo-60（放射性コバルト）の測定結果の改ざん（H12）	
確認内容	事項	確認資料等
	<p>【報告書に記載されている事実関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年の1号機シュラウド取替工事期間中の排気筒モニタフィルタ測定時にCo-60を測定装置の検出限界値以上程度で検出。 ・ この測定値が指針（ ）に定める下限値を超過していないため、検出限界値未満として扱う。（確認できる資料なし） ・ 平成16年2月にも測定装置の検出限界値以上のCo-60が測定されており、この時はこの値の妥当性を確認後、そのままデータ値として記載。 ・ 当初測定された放射能濃度で粒子状物質が放出された場合の周辺公衆に与える影響について評価したところ、法令による限度を大幅に下回っており、安全に影響がないと評価。 <p>発電用軽水型原子炉施設における放射性物質の測定に関する指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気体廃棄物処理ルート ・ 換気系からの粒子状放射性物質放出監視サンプリング箇所 ・ 定量分析結果 ・ シュラウド取替工事工事記録 ・ 放射線業務従事者線量等報告書 ・ 島根1号機主排気筒から粒子状物質の検出について ・ 島根原子力発電所放射性廃棄物（粒子状物質）放出実績 ・ 「放射線業務従事者線量等報告書」記載要領 ・ アンケート調査票 ・ 現場 （排気筒モニタ室） （放射化学分析室）
結果	報告内容どおりと認められる	